

自動車リサイクル法  
(使用済自動車の再資源化等に関する法律)

解体業許可の手引き

仙台市環境局事業ごみ減量課施設係

令和2年3月

## 目 次

<b>1</b>	<b>自動車リサイクル法について</b>	<b>1</b>
1.1	解体業の許可	
1.2	許可の基準	
1.3	解体業者の責務	
<b>2</b>	<b>許可取得までの流れ</b>	<b>3</b>
<b>3</b>	<b>事前協議</b>	<b>4</b>
3.1	事前協議申請書類	
3.2	申請後の流れ	
<b>4</b>	<b>解体業の許可申請</b>	<b>8</b>
<b>5</b>	<b>許可の基準</b>	<b>13</b>
5.1	解体業を的確かつ継続して行うに足る基準	
5.1.1	施設に係る基準（規則第57条第1項）	
5.1.2	解体業許可申請者の能力に係る基準（規則第57条第2号）	
5.2	申請者が欠格要件に該当しないこと	

この冊子において、特に断りのない限り、以下の用語を使用します。

使用済自動車の再資源化等に関する法律は「法」  
使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令は「令」  
使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則は「規則」  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律は「廃棄物処理法」  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令は「廃棄物処理令」  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則は「廃棄物処理規則」

なお、本冊子は令和2年3月現在のものです

## 1 自動車リサイクル法について

### 1.1 解体業の許可

使用済自動車の処理・リサイクルは従来より行われてきたところですが、近年、最終処分場の逼迫により使用済自動車から発生するシュレッダーダストを低減する必要性の高まりや、鉄スクラップ価格の低迷による使用済自動車の逆有償化の傾向が進展しており、不法投棄や不適正処理の懸念が生じてきました。

このため使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、平成14年7月、使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下、「法」といいます。）が成立、平成17年1月1日より本格施行されました。

この（自動車リサイクル）法に基づき、使用済自動車（有価・無価を問わず）の解体（部品取りを含む。）を行うためには当該業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市にあっては、市長。以下同じ。）の許可を受けなければなりません。

また、継続して解体業を行うためには5年ごとに更新を受けなければなりません。

自動車リサイクル法ではこの解体業の許可の他、使用済自動車の引取業者、フロン類回収業者の登録、破砕業の許可制度等があります。なお、解体業者であっても、解体自動車の切断や破砕、プレス機や重機によりプレスを行う場合には破砕業の許可が必要となります。

### 1.2 許可の基準

解体業の許可を取得するためには、①解体業を的確かつ継続して行うに足る基準に適合していること、②申請者が欠格要件に該当しないことが必要です。

#### ①解体業を的確かつ継続して行うに足る基準（法第62条第1項第1号）

##### ①-1 施設に係る基準（省令第57条第1項第1号イからホ）

- ・使用済自動車の保管施設及び囲い
- ・解体するための施設
- ・解体自動車の保管施設及び囲い

##### ①-2 申請者の能力に係る基準

- ・標準作業書の常備及び周知
- ・事業計画又は収支見積書から、業の継続が困難ではないこと

#### ②申請者が欠格要件に該当しないこと（法第62条第1項第2号イからヌ）

法人や役員等が、禁錮以上の刑、廃棄物処理法その他生活環境保全法令等の違反による罰金刑等に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者等に該当しないことが必要になります。

これらの基準の詳細については、後述します。

### 1.3 解体業者の責務

解体業の許可を取得し、使用済自動車等の解体を行うに当たって、次の義務を履行する必要があります。

例えば、部品取りのみを目的に解体を行いたいような場合であっても、解体のための施設を整備し、必ず再資源化基準に従って適切な解体を行わなければなりません。

#### 引取義務

引取業者又はフロン類回収業者から使用済自動車の引取りを求められた場合、正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取る義務があります。

#### 解体義務

使用済自動車を引き取ったときは、エアバッグ類を回収し、**再資源化基準**に従って適切な解体を実施しなければなりません。（他の解体業者に引き渡しをする場合を除く。）

#### 引渡義務

引き取った使用済自動車又は解体自動車を、他の解体業者、破碎業者又は解体自動車全部利用者（電炉・転炉に投入する業者、廃車ガラ輸出業者）へ引き渡さなければなりません。

#### 報告義務

情報管理センター（（財）自動車リサイクル促進センター）に引取り・引渡しの実施報告を行わなければなりません。

使用済自動車又は解体自動車を自ら解体・運搬する場合は、廃棄物処理法の収集運搬業の許可は不要ですが、廃棄物処理基準（但し、車両表示義務は免除されます。）に従う必要があります。

**再資源化基準**：鉛蓄電池（バッテリー）、タイヤ、廃油・廃液、（バスなどの）室内照明用の蛍光灯を回収し、技術的・経済的に可能な範囲で自ら又は適正な業者に委託して再資源化（不可能な場合は廃棄物として適正処理）すること。  
また、有用な部品や材料等を技術的・経済的に可能な範囲で回収すること。

## 2 許可取得までの流れ

使用済自動車は有価・無価に関わらず、解体する際に**必ず自動車リサイクル法に基づく解体業の許可が必要**となり、許可取得までの間、部品取り等の解体行為はできません（廃棄物処理法の処理業の許可を有する場合であっても）ので、ご注意願います。（許可申請中であっても、許可取得前に解体行為を行うと無許可営業となり、法に基づき処罰されます。）

### 事前協議

↓ 必要書類を添え、事前協議を申請して頂きます。  
必要に応じ、資料の追加や説明をお願いする場合があります。

### 指示通知

↓ 関係部局と審査の上、必要な対策・施設的な整備等を指示いたします。

### 指示通知に対する報告

↓ 上記の指示に対して行って頂いた又は行う予定の事項を報告して頂きます。  
これらの対策を踏まえ、さらに関係部局と審査いたします。  
さらに対策等が必要な場合は、再度指示を行います。

### 事前協議完了

↓ 指導要綱に定める基準が満たされた場合に事前協議完了となります。

### 工事開始

↓ 事前協議での計画に基づいて、施設整備などを行います。

### 工事完了

↓ 工事が終了しましたら、「工事完了届」を提出して下さい。

### 工事完了検査

↓ 工事の内容が、事前協議の内容と適合することを確認した後、「工事完了検査済通知書」を交付します。

### 解体業許可申請

↓ 解体業の許可申請をして下さい。

### 解体業許可

↓ 解体業の「許可証」を交付します。

### 営業開始

### 3 事前協議

仙台市では、解体業の許可の取得を円滑に進めるため、また、他法令との整合性を図るため、「使用済自動車の再資源化に関する指導要綱」（以下「指導要綱」と言います。）を制定し、解体業に関する施設整備に際し、事前協議を行っております。

事前協議は新規の他、施設の大きな変更や増設を予定している場合も行って下さい。

事前協議を行うためには、以下の書類を提出して下さい。提出は正本一部ですが、申請者の控えとして副本を作成されることをお勧めいたします。また、写しの提出を複数部お願いすることもあります。

#### 3.1 事前協議申請書類

##### ① 事前協議書（様式1）

事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」を事業所ごとに記載して下さい。

「役員の氏名及び住所」について書ききれない場合は、様式の例により作成した書面を添付して下さい。

なお、様式は電子データでも用意しておりますのでご利用下さい。

##### ② 施設の位置図及び付近の見取図のほか、構造等を明らかにする平面図、立面図及び断面図（以下「図面」という。）並びに設計計算書で、下表に掲げるそれぞれの施設に応じて必要なもの

場所	設備	図面等
解体作業場以外の場所で、引き取った使用済自動車等を解体するまでの間保管するための施設	床面	構造及び材質を明らかにする図面
	囲い	範囲、構造、材質、高さ及び床面との隙間の大きさを明らかにする図面
	出入口及び門扉	位置、構造、材質、高さ及び床面との隙間の大きさ、施錠方法を明らかにする図面
解体作業場以外の場所で解体作業の前に燃料を抜き取るための施設	床面	構造及び材質を明らかにする図面
	ためます及びこれに接続する排水溝	位置、構造及び材質を明らかにする図面
解体作業場	床面	構造及び材質を明らかにする図面
	油水分離装置及びこれに接続する排水溝	位置、構造及び材質を明らかにする図面及び設計計算書
	屋根又は覆い	構造、材質及び形状を明らかにする図面
	廃油及び廃液の回収装置	位置、構造を明らかにする図面で回収方法を記載したもの
解体作業場以外の場所で取り外した部品を保管するための施設	床面	構造及び材質を明らかにする図面
	屋根又は覆い	構造、材質及び形状を明らかにする図面

- ・保管場所がある場合には、囲い及び範囲について明示して下さい。
- ・舗装している場所は、明示して下さい。
- ・解体作業場の屋根、覆い（壁）を明示して下さい。
- ・排水（雨水・汚水）の経路を明示して下さい。
- ・解体自動車を保管する場合には、使用済自動車と同様の書面を添付して下さい。
- ・解体作業場の油水分離装置の設計方法については、p18の例を参考に設計して下さい。また、環境又は下水道部局との協議が必要になります。

**③ 設置等予定者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（設置等予定者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類で、次に掲げるもの**

- イ 施設設置予定地の土地登記事項証明書
- ロ 施設設置予定地を含む周辺の公図
- ハ 設置等予定者が施設設置予定地の所有権を有しない場合には、当該土地及び施設の賃貸借契約書

**④ 事業計画書**

別冊の記載例を参考に下記について記載して下さい。

- 1 事業の全体計画  
事業の概要，処理のフロー，業務時間，従業員数，作業日
- 2 使用済自動車等の受入計画  
許可取得後の受入予定台数と主な受け入れ先
- 3 解体能力  
1日当たりの処理能力，年間稼働予定日数，年間処理能力
- 4 保管の状況  
使用済自動車の保管量の上限及び現在保管量  
解体自動車の保管量の上限及び現在保管量

申請時に、使用済自動車等、部品又は他の廃棄物を大量に保管している場合には、詳細な事業計画が必要となります。

**⑤ 収支見積書**

別冊の記載例を参考に、売上高，売上原価，その他の経費，廃棄物処理委託費，営業利益，営業外損益，経常利益，使用済自動車等年間引取及び処理台数，負債額を記載して下さい。年間の処理台数は事業計画と矛盾の無いようにして下さい。

借り入れを予定している場合は、借入先，借入条件について記載して下さい。

申請時に、使用済自動車等、部品又は他の廃棄物を大量に保管している場合には、詳細な収支見積が必要となります。

- ⑥ **設置等予定者が個人である場合においては住民票の写し**  
申請者が個人の方の場合、住民票の写し（本籍地の記載があるもの）を提出して下さい。
- ⑦ **設置等予定者が法人である場合においては、定款又は寄付行為及び登記事項証明書**  
申請者が法人の場合、定款又は寄付行為及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）を提出して下さい。
- ⑧ **設置等予定者が未成年者である場合においては、その法定代理人の住民票の写し**  
申請者が未成年者である場合、法定代理人の住民票の写し（本籍地の記載があるもの）を提出して下さい。
- ⑨ **設置等予定者が法第62条第1項第2号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面**  
別冊の様式に従って、設置等予定者が欠格要件に該当しない旨の誓約書を提出して下さい。
- ⑩ **使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年経済産業・環境省令第7号。以下「規則」という。）第57条第2号イに規定する標準作業書に相当する図書**  
「標準作業書ガイドライン」に示された記載例を基に、事業所ごとに標準作業書を作成し、提出して下さい。なお、標準作業書ガイドラインに記載された「説明用写真」の貼付は、解体業許可を取得した後に行って下さい。（解体行為の作業は、許可取得後に可能となります。）

#### 事前協議書類一覧

①	事前協議書（指導要綱様式第1号）
②	解体業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図，立面図，断面図，構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
③	解体業許可申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（解体業許可申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類 公図の写し，施設の土地の登記事項証明書，賃貸の場合は賃貸契約書の写し
④	事業計画書
⑤	収支見積書
⑥	設置等予定者が個人である場合においては，住民票の写し
⑦	設置等予定者が法人である場合においては，定款又は寄附行為及び登記事項証明書
⑧	設置等予定者が未成年者である場合においては，その法定代理人の住民票の写し
⑨	設置等予定者が法第62条第1項第2号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
⑩	標準作業書



### 3.2 事前協議申請後の流れ

#### 指示通知

↓ 自動車リサイクル法，指導要綱及び関係法令に基づき，事業計画の見直し，施設の改善，他法令の必要手続きなどを指示いたします。それぞれ，必要な措置をとって頂き，他法令の手続きについてはそれぞれの担当課と協議を行って下さい。

#### 指示通知に対する措置

↓ これら指示通知により指示された事項について，講じた措置の内容を記載した書面を提出して下さい。

#### 事前協議完了

↓ 事前協議及びこの指示通知に対して講じた措置を踏まえ，各基準を満たしていると認められるとき，事前協議の完了となり，事前協議完了通知書を交付いたします。

#### 工事開始及び工事完了

↓ 事前協議完了後，工事等が必要な場合，工事完了後に工事完了届を提出して頂きます。

#### 検査

↓ 工事完了届を受理後，当課職員が現場に出向き施設を検査し，基準に適合する場合には工事完了検査済通知書を交付いたします。

#### 解体業許可の申請

解体業許可の申請を行って下さい。

## 4 解体業の許可申請

以下の書類を正副2部提出して下さい。副本は受付印を押して返却いたします。副本は財団法人自動車リサイクル促進センターのシステム登録に必要となりますので、大切に保管して下さい。

### 公的機関で発行する書類について

添付書類の内、公的機関の発行する書類については、申請日から3ヶ月以内のものを使用して下さい。なお、「住民票の写し（本籍地の記載があるもの）」とは市区町村が発行した原本であり（複写機でコピーしたものという意味ではありません）、（成年後見制度の）登記事項証明書は東京法務局又は地方法務局戸籍課が発行します。入手方法等に関しては、それぞれの発行機関にお問い合わせ下さい。

### 省略できる書類について

申請に必要な書類は、下記の場合省略できますが、必ず、省略する旨の書類を添付して下さい。

新規申請の場合、他の自動車リサイクル法に関する許可又は廃棄物処理法の廃棄物処理業・施設設置許可等※を受けている場合には、⑦及び⑨～⑫の住民票等が省略できます。なお、その際には、申請書に省略する旨の書類を添付し、必ず申請の際にその許可証の原本を持参して下さい。当方で確認後直ちに返却いたします。事前協議を行ったものについては③～⑥及び⑬については、事前協議完了通知書及び検査済通知書を添付することで、省略できます。ただし、事前協議時から変更があった場合については、改めて提出して下さい。

※許可証に「規則第〇条の〇第〇項の規定による許可証の提出の有無 無」と書かれているもので、先行許可証ということもあります。

#### 規則第55条第2項

法60条第1項若しくは第67条第1項若しくは第70条第1項又は廃棄物処理法第14条第1項若しくは第6項若しくは第14条の2第1項の規定による許可（平成12年10月1日以降に受けた許可であって、当該許可の日から起算して5年を経過しないもの（この項若しくは第60条第2項（第63条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「廃棄物処理規則」という。）第9条の2第3項（廃棄物処理規則第10条の9第2項において準用する場合を含む。）若しくは第10条の4第3項（廃棄物処理規則第10条の9第3項において準用する場合を含む。）の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合においては、前項の規定にかかわらず、同項第五号及び第七号から第十号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証を提出させることができる。ただし、解体業の許可の更新の申請の場合においては、この限りでない。

## 手数料について

新規手数料 78,000円, 更新手数料 70,000円を事業ごみ減量課の窓口において現金で納付して下さい。なお, 手数料は審査に要する費用ですので, 不許可となる場合であっても返還できません。

審査期間は2ヶ月を目安として下さい。

### ① 解体業許可申請書(規則様式第5号)

事業所が複数ある場合には, 「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」を事業所ごとに記載して下さい。

「役員の氏名及び住所」について書ききれない場合は, 様式の例により作成した書面を添付して下さい。

「標準作業書の記載事項」の欄については, 「別添標準作業書のとおり」と記載し, 標準作業書を添付して下さい。

② 法第62条第1項第2号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面  
別冊の様式に従って, 申請者が欠格要件に該当しない旨の誓約書を提出して下さい。

③ 解体業の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む。)の構造を明らかにする  
平面図, 立面図, 断面図, 構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図  
・事前協議申請書類②と同様のものを提出して下さい。

④ 解体業許可申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること(解体業許可申請者が所有権を有しない場合には, 使用する権原を有すること)を証する書類

イ 施設設置予定地の土地登記事項証明書

ロ 施設設置予定地を含む周辺の公図

ハ 設置等予定者が施設設置予定地の所有権を有しない場合には, 当該土地及び施設の賃貸借契約書

### ⑤ 事業計画書

下記について別冊の記載例を参考に記載して下さい。

#### 1 事業の全体計画

事業の概要, 処理のフロー, 業務時間, 従業員数, 作業日

#### 2 使用済自動車等の受入計画

許可取得後の受入予定台数と主な受け入れ先

#### 3 解体能力

1日当たりの処理能力, 年間稼働予定日数, 年間処理能力

#### 4 保管の状況

使用済自動車の保管量の上限及び現在保管量

解体自動車の保管量の上限及び現在保管量

申請時に, 使用済自動車等, 部品又は他の廃棄物を大量に保管している場合には,  
更に詳細な事業計画が必要となります。

**⑥ 収支見積書**

別冊の記載例を参考に、売上高、売上原価、その他の経費、廃棄物処理委託費、営業利益、営業外損益、経常利益、使用済自動車等年間引取及び処理台数、負債額を記載して下さい。年間の処理台数は事業計画と矛盾の無いようにして下さい。

借り入れを予定している場合は、借入先、借入条件について記載して下さい。

.....  
申請時に、使用済自動車等、部品又は他の廃棄物を大量に保管している場合には、  
.....  
詳細な収支見積が必要となります。  
.....

**⑦ 解体業許可申請者が個人である場合においては、住民票の写し（本籍地の記載があるもの）及び法第62条第1項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類**

申請者が個人の方の場合、住民票の写し及び成年後見制度の登記事項証明書又は、医師の診断書、認知症に関する試験結果等（以下、「住民票等」と言います。）を提出して下さい。なお、審査に当たり追加書類を求める場合があります。

**⑧ 解体業許可申請者が法人である場合においては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書**

申請者が法人である場合、定款又は寄附行為及び登記事項証明書を提出して下さい。

**⑨ 解体業許可申請者が法人である場合においては、その役員全員の住民票の写し（本籍地の記載があるもの）及び法第62条第1項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類**

役員住民票等を提出して下さい。なお、役員とは登記事項証明書に記載されている役員の他、顧問、相談役、使用人\*等も含まれます。

**⑩ 解体業許可申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額を記載した書類並びにこれらの者の住民票の写し（本籍地の記載があるもの）及び法第62条第1項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類、又は（法人の）登記事項証明書**

株主が個人である場合は住民票等を、法人である場合は登記事項証明書を提出して下さい。

**⑪ 解体業許可申請者に令第五条に規定する使用人\*がある場合においては、その者の住民票の写し（本籍地の記載があるもの）及び法第62条第1項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類**

使用人の住民票等を提出して下さい。

**⑫ 解体業許可申請者が未成年者である場合においては、その法定代理人の住民票の写し（本籍地の記載があるもの）及び法第62条第1項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類**

申請者が未成年者である場合、法定代理人の住民票等を提出して下さい。

**⑬ 標準作業書**

事前協議時に作成した3.1.⑩の標準作業書を添付して下さい。

また、事前協議の指導等により内容に変更が生じた場合は、その指導内容を記載して下さい。

なお、標準作業書に記載された「説明用写真」の貼付等がない場合は、解体業許可を取得した後に、必要な説明写真の撮影を行い、新たな標準作業書を作成し提出する必要があります。（解体行為にあたる作業は、許可取得後に可能となります。）

※ 使用人とは本店又は支店若しくは継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くものの代表者です。

### 解体業許可申請書類一覧

新規	更新	番号	申請に必要な様式又は添付する書類等
		①	解体業許可申請書（規則様式第5号）
		②	法第62条第1項第2号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面（記載例）
事前協議		③	解体業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図，立面図，断面図，構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
事前協議		④	解体業許可申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（解体業許可申請者が所有権を有しない場合には，使用する権原を有すること）を証する書類 公図の写し，施設の土地の登記事項証明書，賃貸の場合は賃貸契約書の写し
事前協議		⑤	事業計画書
事前協議		⑥	収支見積書
先行許可証		⑦	解体業許可申請者が個人である場合においては，住民票の写し及び法第62条第1項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
		⑧	解体業許可申請者が法人である場合においては，定款又は寄附行為及び登記事項証明書
先行許可証		⑨	解体業許可申請者が法人である場合においては，その役員の住民票の写し及び法第62条第1項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
先行許可証		⑩	解体業許可申請者が法人である場合において，発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは，当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額を記載した書類並びにこれらの者の住民票の写し及び法第62条第1項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類又は（法人の）登記事項証明書
先行許可証		⑪	解体業許可申請者に令第五条に規定する使用人がある場合においては，その者の住民票の写し及び法第62条第1項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
先行許可証		⑫	解体業許可申請者が未成年者である場合においては，その法定代理人の住民票の写し及び法第62条第1項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
事前協議		⑬	標準作業書
		⑭	法第60条第1項若しくは第67条第1項若しくは第70条第1項又は廃棄物処理法第14条第1項若しくは第6項若しくは第14条の2第1項の規定による許可（平成12年10月1日以降に受けた許可であって，当該許可の日から起算して5年を経過しないもの（この項若しくは第22条第2項（第25条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「廃棄物処理規則」という。）第9条の2第3項（廃棄物処理規則第10条の9第2項において準用する場合を含む。）若しくは第10条の4第3項（廃棄物処理規則第10条の9第3項において準用する場合を含む。）の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合においては，前項の規定にかかわらず，同項第五号及び第七号から第十号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて，当該許可に係る許可証を提出させることができる。ただし，解体業の許可の更新の申請の場合においては，この限りでない。

先行許可証：⑭に掲げる許可証原本（「規則第〇条の〇第〇項の規定による許可証の提出の有無 無」の記載のあるもの）の提出により省略可

事前協議：事前協議完了通知書の写し及び検査済通知書の写しを添付することで省略可

## 5 許可の基準

自動車リサイクル法の解体業の許可を取得するためには、解体業を的確かつ継続して行うに足りる基準（施設及び能力）に適合していること、申請者が欠格要件に該当しないことが必要です。

なお、参考の部分は施設整備の目安です。

### 5.1 解体業を的確かつ継続して行うに足りる基準

#### 5.1.1 施設に係る基準（規則第57条第1項）

##### ①使用済自動車の保管施設及び囲い

使用済自動車（他の解体業者から引き取った解体自動車を含む）を保管する場合には、みだりに人が立ち入ることができないよう囲い、門扉を設置し、保管場所の範囲が明確でなければなりません。

囲いの構造、高さ、材質等は、外部から容易に進入できない、また倒壊しないようなもの（針金・ロープは不可）であり、門扉は施錠できるものであることが必要です。事業所全体が外部からの侵入を防止できる囲いで囲まれている場合は、使用済自動車等の保管場所の周りにそれとは別に囲いを設ける必要はなく、区域が明確にされたものであれば構いません。

なお、使用済自動車等を引き取った都度、解体を行う場合は、この保管場所を設ける必要はありません。

#### 参考

-----  
囲いの高さは180cm以上

有刺鉄線を使用する場合には人が出入りできない程度に張ること  
-----

##### ②廃油廃液の漏出の恐れのある使用済自動車の保管施設及び囲い

保管時の廃油等漏出防止のため、床面が鉄筋コンクリートその他これと同等以上の効果を有する措置で舗装され、油水分離装置を設置しなければなりません。ただし、標準作業書により漏出防止の適切な措置がされている場合は、この限りではありません。

「鉄筋コンクリートその他これと同等以上」とは、舗装厚15cm以上の鉄筋コンクリート、舗装厚15cm以上の無筋コンクリートの上に鉄板を敷いたもの、舗装厚15cm以上のアスファルトの上に鉄板を敷いたものを言います（以下「鉄筋コンクリート等」といいます。）

##### ③使用済自動車等を解体するための施設

###### (1) 燃料抜取場所（解体作業場以外の場所で燃料の抜き取りを行う場合）

解体作業場以外の場所で使用済自動車から燃料を回収する場合には、(1)床面を鉄筋コンクリート等で築造すること、(2)廃油の事業所からの流出を防止するため、ためますその他これと同等以上の効果を有する装置（以下「ためます等」といいます。）及びこれに接続している排水溝が設けられていることが必

要です。また、こぼれた燃料の拭き取り、処理等について標準作業書に記載し、それに従って適正に対処する必要があります。

参考 -----

ためますは  $0.125\text{m}^3$  ( $0.5\text{m}\times 0.5\text{m}\times 0.5\text{m}$ ) 以上として下さい。

油水分離装置は p18 を参考に設計してください（(2)解体作業場及び(3)取り外した部品を保管するための設備において同じ）。

なお、燃料又は廃油を一定量（指定数量）以上保管する場合には、消防法、仙台市火災予防条例により、危険物の貯蔵・取扱いの技術上の基準が定められています。詳しくは各区消防署予防課へお問い合わせ下さい。

-----

(2) 解体作業場

- ・使用済自動車から廃油（自動車の燃料を除く。）及び廃液を回収することができる装置を有すること。ただし、手作業により使用済自動車から廃油及び廃液が適切かつ確実に回収されることが標準作業書の記載から明らかな場合は、必ずしも必要ではありません。
- ・廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリート等で築造すること。
- ・事業所から廃油の流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。ただし、解体作業場の構造上廃油が事業所から流出するおそれが少なく（例：屋根、壁で囲まれている。）、かつ、廃油の事業所からの流出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合（例：こぼれたときに速やかに拭き取り、清掃に水を用いない）は、この限りではありません。
- ・雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他床面に雨水等がかからないようにするための設備（ブルーシート不可）を有すること。**（経済的理由等により、設置が著しく困難であっても、屋根及び覆いの設置は必ず必要です。）**

参考 -----

施設を設置する予定地域によっては、都市計画法や農地法など他の法令で規制されている場合がありますので、関係部局の窓口でご確認ください。

-----

(3) 取り外した部品を保管するための設備

- ・廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリート等で築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- ・雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他当該部品に雨水等がかからないようにするための設備を有すること。ただし、保管に先立ち当該部品からの廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この



限りではありません。

参考

「床面を鉄筋コンクリート等で築造することその他これと同等以上の効果を有する措置」には、鋼製の受け皿，トラックの架台等も含まれます。

「屋根，覆いその他当該部品に雨水等がかからないようにするための設備」にはコンテナ，幌付き架台等も含まれます。

③解体自動車（解体した後に残る廃車ガラ）を保管するための施設

①の使用済自動車の基準と同様

### 5.1.2 解体業許可申請者の能力に係る基準（規則第57条第2号）

①次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し，従事者に周知していること。

- (1) 使用済自動車及び解体自動車の保管の方法
- (2) 廃油及び廃液の回収，事業所からの流出の防止及び保管の方法
- (3) 使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等（鉛蓄電池，タイヤ，廃油，廃液及び室内照明用の蛍光灯）の回収の方法を含む。）
- (4) 油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）
- (5) 使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法
- (6) 使用済自動車又は解体自動車から分離した部品，材料その他の有用なものの保管の方法
- (7) 使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法
- (8) 解体業の用に供する施設の保守点検の方法
- (9) 火災予防上の措置

②事業計画書又は収支見積書から判断して，解体業を継続できないことが明らかでないこと。

使用済自動車や解体自動車を不適正に大量に保管している実態が明らかであり，当該使用済自動車等の撤去が事業計画書の中で示されない場合，又は収支見積書により当該使用済自動車等の撤去を行うための資金的な目途が立たない場合には，解体業を継続できないものとなります。

## 5.2 申請者が欠格要件に該当しないこと

法人や役員等が、禁錮以上の刑、廃棄物処理法その他生活環境保全法令等の違反による罰金刑等に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者等に該当しないことが必要になります。

### 法第62条第1項第2号

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ハ この法律、廃棄物処理法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ニ 第66条（第72条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ヘ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
- ト 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからへまでのいずれかに該当するもの
- チ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの
- リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

○ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者

法第62条第1項第2号イの主務省令で定める者は、精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

○ 生活環境の保全を目的とする法令

- ・ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- ・ 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- ・ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・ 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- ・ 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- ・ 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）
- ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法  
（平成13年法律第65号）

## 解体業に必要な設備

必要な設備		備考
引き取った使用済自動車等を解体するまで保管する場合にはその保管設備(引き取った都度解体する場合必要なし。)	囲い・門扉・範囲の明示	事業所全体を囲む必要なし。 事業所全体に囲いがあれば、別に囲いを設ける必要なし、ただし区域を明確にすることが必要。
廃油・廃液が漏出するおそれのある使用済自動車等を保管する場合にはその保管設備(直ちに解体する場合は必要なし。)	床面の鉄筋コンクリート舗装等 油水分離装置及び排水溝	あらかじめ廃油・廃液を抜き取ることを <b>標準作業書</b> に明らかにしていれば必要なし。 廃油・廃液の漏出するおそれのある車とは老朽化した車や事故車を想定
解体作業場以外で燃料を抜き取りを行う場合には燃料採取場所	床面の鉄筋コンクリート舗装等 ためます等及び排水溝	燃料抜き取りを行わない又は解体作業場で抜き取りを行う場合は必要なし。 油水分離装置との共用可
解体作業場	廃油・廃液の回収装置	手作業により行うことが <b>標準作業書</b> に明らかにしていれば必要なし。
	床面の鉄筋コンクリート舗装等 油水分離装置及び排水溝	構造上流出するおそれが少なく、流出防止のための必要な措置を <b>標準作業書</b> に明らかにしていれば必要なし。
	屋根・覆い	経済的理由等により設置が著しく困難であっても設置は <b>必ず必要</b> 。
廃油・廃液が漏出するおそれのある部品を保管する場合にはその保管設備(保管しない場合には必要なし。)	床面の鉄筋コンクリート舗装等 屋根・覆い	流出防止のための必要な措置を <b>標準作業書</b> に明らかにしていれば必要なし。屋根付きの場所に鋼製の受け皿等でも可 幌付き荷台等でも可
解体自動車を保管する施設(解体後直ちに搬出する場合には必要なし。)	囲い・門扉・範囲の明示	事業所全体を囲む必要なし。 事業所全体に囲いがあれば、別に囲いを設ける必要なし、ただし区域を明確にすることが必要。

使用済自動車等：使用済自動車及び解体自動車

鉄筋コンクリート舗装等：舗装厚 15cm 以上の鉄筋コンクリート、舗装厚 15cm 以上の無筋コンクリートの上に厚さ 10mm 以上の鉄板又は舗装厚 15cm 以上のアスファルトの上に厚さ 10mm 以上の鉄板

その他：管理事務所

電子マニフェスト制度を利用するためにインターネットに接続できるパソコン

## 解体業油水分離装置設計例

油水分離装置の設計は下記を参考に行ってください。

排水が多い、面積が広い、屋根がない等の場合は別途協議が必要になります。

原水 → 沈砂槽 → 沈殿槽 → 油水分離装置 → 公共用水域又は下水道

### (1) 日排水量

日排水量 (m<sup>3</sup>/日) = 10 (ℓ/m<sup>2</sup>・日) × 解体作業場面積 (m<sup>2</sup>) ÷ 1,000

10 (ℓ/m<sup>2</sup>・日) : 床洗浄をする際の一般的な単位面積当たりの排水量

洗浄排水を多量に使用する場合や別な排水と一緒に処理する場合などはその値を使用して下さい。

### (2) 沈砂槽

土砂の流入が多い場合には設置して下さい。

### (3) 沈殿槽

沈殿槽は次の容量以上として下さい。

ただし、最低容量を 600mm (幅) × 600mm (長) × 900mm (深) × 1 槽とします。

$V_1 = \text{日排水量 (m}^3/\text{日)} / \text{用水時間 (時/日)} \times 1 \text{ (時)}$

$V_1 \text{ (m}^3)$  : 沈殿槽の容量

用水時間 (時/日) : 1 日当たりの営業時間

1 (時) : 滞留時間

### (4) 油水分離装置

沈殿槽は次の容量以上とし、槽の数は3槽以上として下さい。

ただし、1槽あたりの最低容量を 600mm (幅) × 600mm (長) × 900mm (深) とします。

$V_2 = \text{日排水量 (m}^3/\text{日)} / \text{用水時間 (時/日)} \times 3 \text{ (時)}$

$V_2 \text{ (m}^3)$  : 油水分離装置の容量

用水時間 (時/日) : 1 日当たりの水を使用する時間 (営業時間)

3 (時) : 滞留時間